

財産形成期日指定定期預金規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第4項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口100円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

3. (預金の種類・期間・継続の方法等)

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- (2) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前記(2)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前記(2)と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までに、その旨を当店に申し出てください。

4. (預金の支払時期等)

この預金は、継続停止の申出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金について満期日を定める場合には、預入金額ごとに指定してください。
- (2) 満期日は、前記(1)に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (3) 前記(1)または(2)による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 前記(1)または(2)により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A. 1年以上2年未満……当金庫所定の「2年未満」の利率
 - B. 2年以上……………当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
 - ② 前記①の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息(継続を停止した場合の利息を含みます)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって1年複利の方法により計算します。

 - A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
 - C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
 - D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
 - E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
 - F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財産形成期日指定定期預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

この他、「財産形成預金共通規定」を参照ください。

以 上